# 令和7年度職員給与等実態調査の結果概要 (青森県版)

令和7年10月 青森県人事委員会

## 目 次

1	令和7年度職員給与等実態調査の概要	P1
2	部局別・給料表別職員数	P2
3	男女別職員数及び構成比	Р3
4	学歴別職員数及び構成比	Р4
5	行政職給料表の級別人員及び構成比	P5
6	平均給与月額及び平均年齢 •••••••	P6
7	国家公務員及び他の地方公共団体との比較	P7

## 1 令和7年度職員給与等実態調査の概要

#### (1)調査の目的と時期

職員給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、 令和7年4月1日現在で調査したもの

#### (2)調査対象職員

- ・職員の給与に関する条例(昭和26年7月青森県条例第37号)の給料表の適用を受ける職員 (同条例附則第7項により給料月額が決定される職員を除く。)
- 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年12月青森県条例第68号)の給料表の適用を受ける 職員(※該当者なし)
- 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年12月青森県条例第88号)の給料表の適用を受ける 職員(※該当者なし)

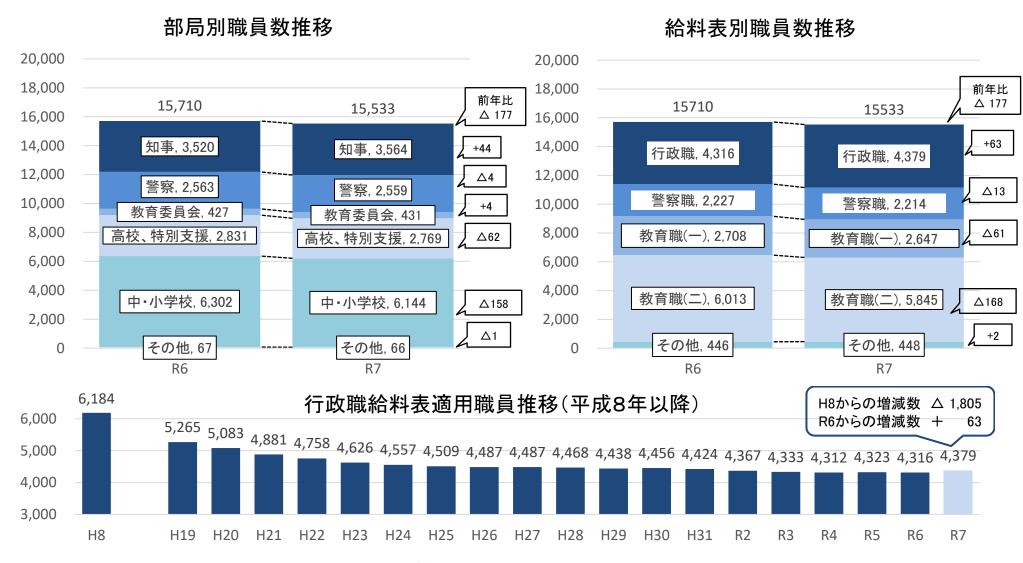
#### (3)調査事項

所属、職名、年齢、経験年数、学歴、性別、適用給料表及び給与(給料、扶養手当、住居手当、 通勤手当等)

#### (4)調査の方法

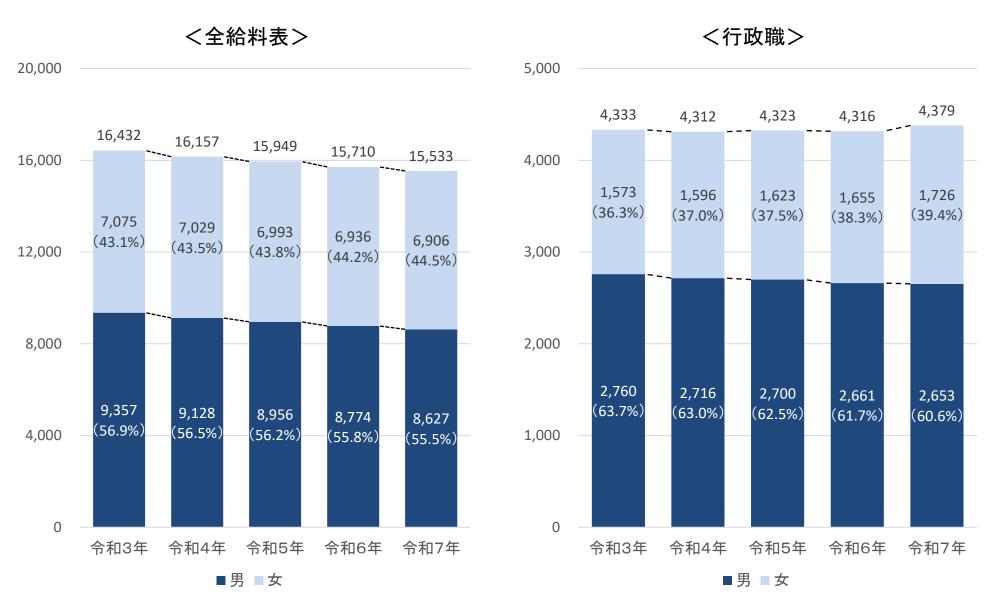
調査対象職員について、各任命権者において作成した給与マスタテープ等を基に電算処理を行い、集計した。

## 2 部局別・給料表別職員数

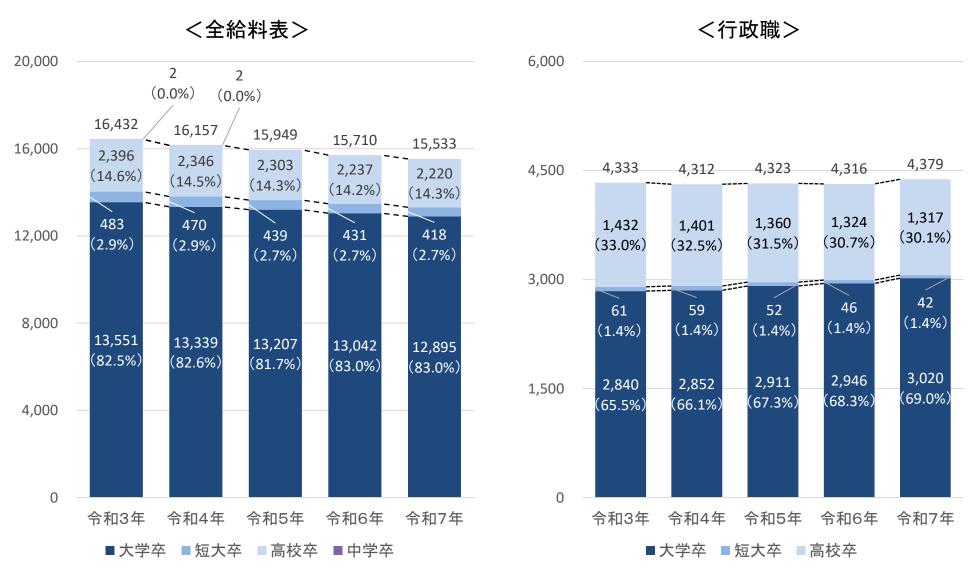


- (注) 1 再任用職員(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員)は含まない(以下同じ。)。
  - 2 給与条例附則第7項により給料月額が決定される職員を除いた数値である(以下同じ。)。

## 3 男女別職員数及び構成比

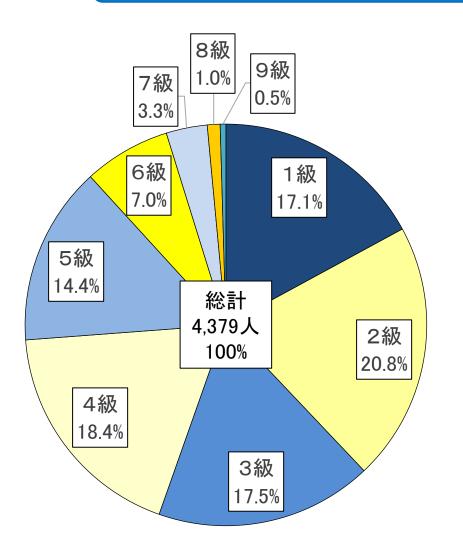


## 4 学歴別職員数及び構成比



(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

## 5 行政職給料表の級別人員及び構成比



	職位	人員
10級	部長	0人
9級		20人
8級	次長	45人
7級	課長	145人
6級	副参事	306人
5級	総括主幹	631人
4級	主幹	806人
3級	主査	765人
2級	主事	913人
1級		748人
総計		4,379人

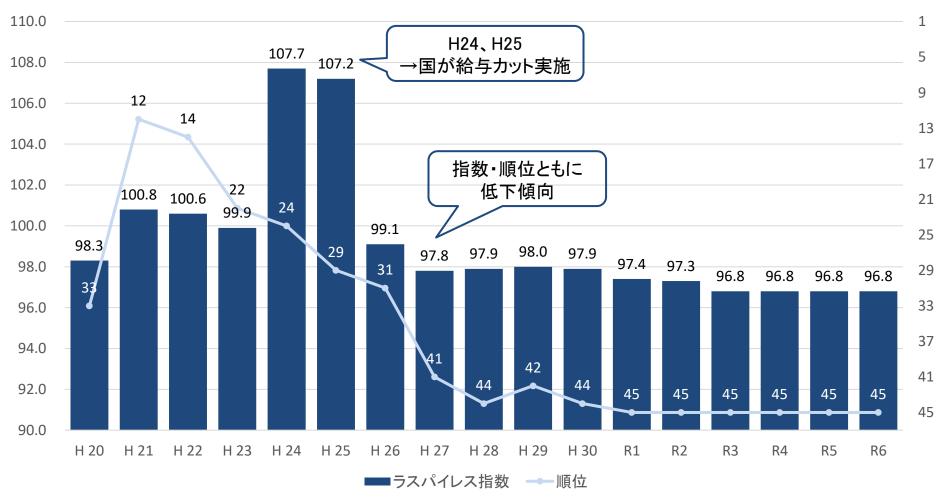
## 6 平均給与月額及び平均年齢



(注)「給与月額」とは、給料月額に教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、 住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。

## 7 国家公務員及び他の地方公共団体との比較

#### 本県のラスパイレス指数及び全国順位の推移



(注)「ラスパイレス指数」とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により、国家公務員を100として計算した指数であり、総務省が毎年4月1日現在の指数を公表している。